

泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

泉大津市市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、市民及び市民公益活動団体に対して、市民活動への参加と活動を促進し、市民が主体となってまちづくりに取り組むことにより、多様な地域の課題を解決し、豊かな社会を築くことを目的として設置しており、市民等の市民活動への参加促進や市民公益活動団体の活動を活発化するために必要な支援を行っています。

センターの目的を達成するため、民間の柔軟な発想を業務に生かすこととし、センターの管理運営業務は、現在、特定非営利活動法人に委託しております。

この要項は、センターの管理運営業務において、当該業務を特定非営利活動法人等に委託するにあたり、委託候補者選定のための企画提案について定めることを目的とします。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

「泉大津市市民活動支援センター管理運営業務」

(2) 業務の内容

別紙1「泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

泉大津市市民活動支援センター

所在地：〒595-0025 泉大津市旭町22番45号（テクスピア大阪5階）

面積：114.77 m²

(4) 履行期間

2019年7月1日から2020年3月31日まで

(5) 業務費限度金額

（上限）6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 成果品

仕様書による。

3. 参加資格

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定

によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。

- (6) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年泉大津市条例 1 号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 過去 5 年間（平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月まで）において、自治体における市民公益活動の中間支援に関する業務の実績を有していること。なお、受託実績は、本件業務を受託した実績であり、業務の一部又は再受託した実績は含まないものとする。
- (8) 「泉大津市市民活動支援センター管理運營業務」を総括する管理技術者として、自治体における市民公益活動の中間支援に関する業務の実績を有していること。
- (9) 主たる事務所を日本国内に置き、法人格を有する者であること。
- (10) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納していないこと。また本市の課税を滞納していないこと。
- (11) 参加希望者が特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）である場合、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）で定めるところにより事業報告書を所轄庁へ提出していること。
- (12) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (13) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

4. プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
募集開始	2019 年 4 月 1 日（月）
参加申込書提出期間	2019 年 4 月 1 日（月）～4 月 15 日（月）午後 5 時 00 分
質疑書提出期間	2019 年 4 月 1 日（月）～4 月 15 日（月）正午
質疑書回答日	2019 年 4 月 19 日（金）
企画提案書提出期間	2019 年 4 月 16 日（火）～5 月 7 日（火）午後 5 時 00 分
辞退届提出期限	2019 年 5 月 7 日（火）午後 5 時 00 分
公開プレゼンテーション実施日	2019 年 5 月 22 日（水）【予定】
結果通知、結果公表	2019 年 5 月 29 日（水）【予定】

5. 参加申し込み

「3. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。

なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんので留意願います。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式 1）

②法人概要書（様式2）

法人概要書には、以下の書類又はそれに準ずる書類を添付してください。

- ア 登記簿謄本（交付から3か月以内、複写可）
- イ NPO 法人の場合、定款（最新のもの、複写可）
- ウ NPO 法人の場合、役員名簿
- エ NPO 法人の場合、直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書（収支計算書）、貸借対照表、財産目録）

③業務実績書（様式3）

市民公益活動の中間支援に関する業務実績を記入してください。

ただし、元請けとして契約した業務のみに限ります。

また、業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付してください。

④管理技術者業務実績書（様式4）

契約締結後に管理技術者となる予定者の市民公益活動の中間支援に関する業務実績を記入してください。

⑤納税証明書（複写可）

国税（法人税・消費税・所得税）については、（その3の3）、市税については、泉大津市内に本店又は営業所を有するもの、その他泉大津市に課税対象を有する者は提出が必要で、本市税務課にて「未納のないことを証する納税証明書」をおとりください。

⑥印鑑証明書（交付から3か月以内、原本）

⑦使用印鑑届（様式5）

※平成31・32年度泉大津市入札参加資格者の場合、⑤、⑥、⑦の提出は不要です。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

提出書類は持参により提出してください。

(4) 提出期限

2019年4月1日（月）から4月15日（月）までです。

泉大津市役所の閉庁日を除く、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に願います。

(5) 提出先

泉大津市総合政策部市民協働推進課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-21-0412

E-mail kyoudou@city.izumiotsu.osaka.jp

(6) 提出書類作成の留意事項

- ①提出された参加申込に関する書類の修正又は変更は認めません。
- ②提出された参加申込に関する書類は返却しません。

(7) 参加の承認

参加承認の可否については、2019年4月19日（金）までに、参加申込書に記載された担当者 E-mail アドレスに電子メールで通知します。

(8) 質疑の提出及び回答

- ①提出期限 2019年4月1日（月）から4月15日（月）正午まで
- ②提出方法 質疑書（様式6）に記載し、電子メールに添付して、以下の電子メールアドレスに送付してください。
なお、電子メールの件名は、【プロポーザル質疑：法人名】と記載の上、送付してください。
- ③提出先 泉大津市総合政策部市民協働推進課
kyoudou@city.izumiotsu.osaka.jp
- ④回答日 2019年4月19日（金）
- ⑤回答方法 各法人等より提出された質疑は、全ての回答をとりまとめた「質疑回答書」を作成し、泉大津市のホームページにおいて掲示します。

6. 泉大津市における協働推進の主な取組みの状況と課題

- (1) 「7. 企画提案」企画提案書の作成にあたっては、次のことにご留意ください。

⑦自治会組織の活性化支援並びにまちづくり協議会の設立及び運営支援について

【取組状況】

自治会組織による活性化の取組みに対する補助金交付支援や自治会加入促進リーフレットの配布などの取組みを行っている。また、自治会未加入者がいかに地域活動に参加し、地域に関わることができるか、新しい地域運営のしくみとして、小学校区を単位とするまちづくり協議会の組織化への支援を行っており、現在、旭小学校区をモデル地区として協議会設立の支援をしている。

【課題】

生活様式の変化、価値観の多様化、核家族化の進展などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいる状況にあると言え、自治会の加入率も低下傾向にあるため、自治会加入促進に対する支援が必要

また、自治会組織内においても、高齢化などにより担い手が不足しており、加入促進及び担い手育成などの自治会組織の活性化が課題

さらに、旭小学校区のまちづくり協議会への運営支援及び他の小学校区におけるまちづくり協議会の組織化への支援が課題

④市民公益活動に関する支援について

【取組状況】

地域における課題を地域で解決するため、また、市民公益活動団体の自主的・自発的な活動を支援するため、「泉大津市かんばる市民公益活動応援補助金」により、支援を行っている。

【課題】

市民及び市民公益活動団体の自主的・自発的な活動を活発化させることが求められており、その様な活動を支援するため、上記補助金制度を創設、適宜制度の見直しを行っているが、その活用は限定的であり、市民意識の醸成や市民公益活動団体同士の輪が広がるような施策が必要

また、新たな公益活動であるソーシャルビジネスやコミュニティビジネスに対する支援が課題

⑤地域のリーダーとなり得る人材の育成支援及び地域で活躍する人材のデータベース化について

【取組状況】

地域リーダーの育成支援として、市民のみならず、自治会組織や市民公益活動団体に呼びかけし、地域活性化セミナー等の研修を実施している。

【課題】

地域コミュニティづくりを進めるにあたって、地域活動の中心となるリーダーとなり得る人材の育成が課題

また、市民公益活動団体のネットワーク化を促進することや、地域で活躍する人材のデータベース化が必要

⑥センターの利用促進及び開館時間について

【取組状況】

平成26年度（平成27年1月15日）に開設してから、センター利用者数は、毎年1,600人弱で、横ばいとなっている。センター要綱を改正し、印刷機等の備品についても、個人利用を可能とするなど、センターの利用促進を図っている。

また、「泉大津市市民活動支援センターのあり方に関する提言書（平成26年9月）」では、開館時間について「土日や夜間なども含め、利用しやすい開館時間を設定することが望まれます。」とあるが、センター開設以来、午前9時30分から午後5時15分までの開館時間となっている。

【課題】

センターの周知を図っているが、市民の認知度は低い状況にある。また、多様な市民ニーズに対応するため、開館時間の見直しが必要

(2) 泉大津市における協働推進の取組みの参考として下記のとおりお示しします。

- ①泉大津市参画及び協働の推進に関する条例
- ②第4次泉大津市総合計画
- ③泉大津市市民活動支援センターのあり方に関する提言書
- ④泉大津市ががんばる市民公益活動応援補助金交付要綱
- ⑤つながる、いずみおおつ（自治会加入促進パンフレット）

7. 企画提案

(1) 提出書類

- ①企画提案届出書（様式7）
- ②企画提案書（様式8）

仕様書の業務内容及び「6. 泉大津市における協働推進の主な取組みの状況と課題」を踏まえて企画提案書を作成してください。

提出する書類の規格は、A4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント以上・両面印刷で20ページ以内を原則とします。

1団体1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確に願います。

提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないように注意してください。

③収支予算書（様式9）

本業務に係る収支予算について記入してください。なお、収支予算書の作成にあたっては、積算根拠を具体的に示す内訳書を添付してください。

④実施体制調書（様式10）

⑤業務実績書（様式3）、管理技術者業務実績書（様式4）：再提出

⑥見積書（任意様式）

様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、見積書の作成にあたっては、積算根拠を具体的に示す内訳書を添付してください。

なお、「2. 業務委託の概要」の「(5) 業務費限度金額」に示す金額を超える見積金額の場合は失格とします。

(2) 提出部数

①と⑥は1部提出してください。

②～⑤までを1部として整理し、8部提出してください。

(3) 提出方法

提出書類は持参により提出してください。

(4) 提出期限

2019年4月16日（火）から5月7日（火）までです。

泉大津市役所の閉庁日を除く、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に願います。

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(5) 提出先

「5. 参加申し込み」の「(5) 提出先」と同様です。

(6) 提出書類作成の留意事項

- ① 提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めません。
- ② 提出された企画提案に関する書類は返却しません。

8. 委託候補者の選定方法

(1) 選定方法

委託候補者の選定は、泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査において、次により決定します。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。

- ① 審査委員会において、企画提案者の提案について企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙2で示す審査基準に基づいて評価し、最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の委託候補者とします。なお、審査において、審査項目の合計点数が250点に満たない（合計点数の平均が50点に満たない）場合は、失格とします。
- ② 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。
- ③ 審査における評価及び採点に関する異議は受けません。

(2) 公開プレゼンテーション等の時間、場所等の通知

- ① 参加承認をした企画提案者に、集合時間を記載した「公開プレゼンテーション等開催通知書」を通知します。
- ② 公開プレゼンテーションでは、「7. 企画提案」の「(1) 提出書類②～⑤」に基づくPowerPoint等の電子媒体による説明資料（以下「PowerPoint等資料」という。）により提案説明を行っていただきます。プロジェクターによりスクリーンに投影しますので、PowerPoint等資料を2019年5月17日（金）午後5時までに「5. 参加申し込み」の「(5) 提出先」まで提出してください。なお、提出されたPowerPoint等資料の修正又は変更は認めません。

(3) 審査（公開プレゼンテーション、ヒアリング）

①実施日時

2019年5月22日（水）※予定

集合時間は、公開プレゼンテーション等開催通知書で指定します。

②実施場所

テクスピア大阪 3階 301 会議室

大阪府泉大津市旭町 22 番 45 号

③実施時間

1 企画提案者につき 30 分以内とし、概ねプレゼンテーションを 15 分以内、質疑応答を 15 分以内とします。

④プレゼンテーションの方法

PowerPoint 等資料により、わかりやすく簡潔に説明願います。

また、原則として、契約締結後に管理技術者となる予定の方が説明及び回答を行ってください。会場に入室できるのは、3名以内とします。

(4) 審査の結果通知について

企画提案者に審査結果を通知します。

(5) プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、企画提案者及び委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を泉大津市ホームページで公開します。

9. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が業務費限度額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

10. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

11. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できません。

12. 契約について

(1) 契約方法

- ① 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託（随意契約）の委託候補者となります。
- ② 業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行います。
- ③ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉します。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書、企画提案書及びPowerPoint等資料に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(4) 業務委託契約書

別紙3 業務委託契約書（案）のとおり

(5) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の100分の10に該当する額以上とし、次のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。

- ① 現金の納付
- ② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険（定額填補特約付）契約の締結

13. その他

- (1) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合があります。
- (2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を2019年5月7日（火）午後5時までに、市民協働推進課へ提出してください。
辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

14. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

泉大津市総合政策部市民協働推進課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-21-0412

E-mail kyoudou@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行し、業者選定後、委託契約を締結した翌日をもってその効力を失う。